

【件名】区営自転車駐車場等への指定管理者制度の導入について

区の歳出抑制と業務効率向上を図りつつ、利用者の利便性向上による放置自転車の抑制を図ることを目的とした、区営自転車駐車場等への指定管理者制度の導入について、以下のとおり報告する。

1 指定管理者制度の対象とする区営自転車駐車場等（位置は別紙のとおり）

指定管理者制度を導入する区営自転車駐車場等については、以下の8つの施設を対象とする。

- （1）中野四季の森公園地下自転車駐車場
- （2）（仮称）囲町自転車駐車場：令和8年度開設予定
- （3）中野南自転車駐車場
- （4）東中野駅自転車駐車場
- （5）東中野駅前広場地下自転車駐車場
- （6）東中野東自転車等駐車整理区画
- （7）中野坂上駅自転車駐車場
- （8）杉山公園地下自転車駐車場

2 指定管理者の公募に向けた検討状況

（1）指定管理者が行う主な業務

- ①自転車駐車場等の利用に関する業務（車両の管理、受付・案内、料金収受等）
- ②施設内の清掃、整理・整頓、その他環境整備に関する業務
- ③施設、付属設備及び物品の保全に関する業務
- ④安全・安心に関する業務

（2）指定期間 5年間

3 今後の予定

令和7年第2回定例会 議案提出 条例改正

（中野区自転車駐車場条例、中野区自転車等放置防止条例）

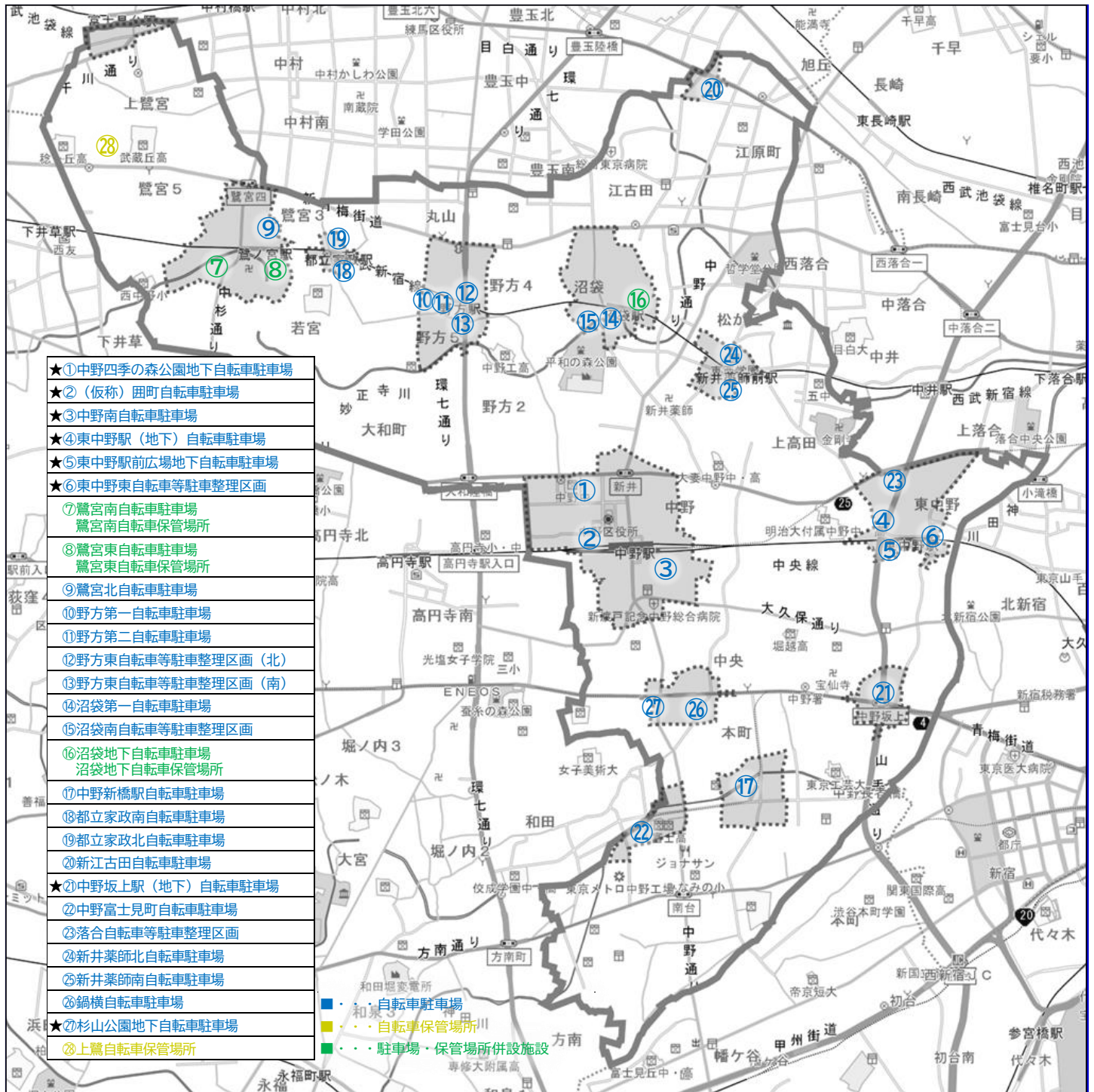
7月頃 指定管理者の公告・公募

指定管理者候補者選定

第4回定例会 議案提出 指定管理者の指定

令和8年 4月以降 指定管理者による管理運営開始

区営自転車駐車場等の位置



※ ★印は指定管理者制度を導入する自転車駐車場等